

○狛江市ホームページにおけるバナー広告の掲載に関する取扱基準

平成 18 年 8 月 8 日市長決裁

改正

平成 19 年 8 月 20 日市長決裁

平成 20 年 3 月 28 日市長決裁

平成 20 年 4 月 21 日市長決裁

平成 21 年 1 月 22 日市長決裁

平成 23 年 1 月 27 日市長決裁

平成 24 年 3 月 7 日市長決裁

平成 24 年 3 月 28 日市長決裁

令和 2 年 9 月 16 日市長決裁

狛江市ホームページにおけるバナー広告の掲載に関する取扱基準

(目的)

第 1 条 この基準は、狛江市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成 17 年要綱第 84 号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、狛江市ホームページにおけるバナー広告（以下「バナー広告」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(規格等)

第 2 条 要綱第 5 条及び要綱第 6 条に規定する広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 規格

大きさ	縦 64ピクセル・横 160ピクセル
データ量	4 キロバイト以内
データ形式	G I F 形式（アニメーション G I F は不可）

(2) 掲載位置及び掲載枠数 掲載位置は、市のホームページのトップページとし、フッター上部に 24 枠とする。

(3) 掲載料 掲載料は、1 枠当たり月額 20,000 円とする。

(4) 掲載期間 掲載期間は 1 月単位とし、1 回の申込みにより、12 月まで掲載することができる。

(掲載希望者の募集方法等)

第 3 条 要綱第 7 条に規定する募集は、原則として広報及びホームページに掲載する方法により行う。

(掲載の申込み)

第 4 条 要綱第 8 条の規定に基づく申込みは、狛江市ホームページバナー広告掲載申込書（第 1 号様式。以下「申込書」という。）に必要な書類を添えて市に申し込むものとする。

2 秘書広報室長は、必要に応じて、申込みの際に業務内容等がわかる書類（登記簿謄本の写し、納税証明書等をいう。）の提示又は提出を求めることができるものとする。

（審査依頼）

第5条 秘書広報室長は、前条の申込みが要綱第9条第1項ただし書に該当する場合は、意見を添えて広告掲載審査依頼書（第2号様式）を狛江市行財政改革推進委員会に提出し、その審査に諮るものとする。

（審査完了の通知）

第6条 狛江市行財政改革推進委員会は、前条の依頼に基づく審査を終えたときは、秘書広報室長へ広告掲載審査完了通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

（掲載の決定通知）

第7条 要綱第9条第2項の規定に基づく決定の通知は、広告掲載決定通知書（第4号様式）又は広告非掲載決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（掲載の取消し）

第8条 要綱第12条の規定に基づく取消しをしたときは、広告掲載取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（掲載料の納付）

第9条 掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市が指定する期日までに市所定の納入通知書により、第2条第3号に規定する掲載料を納付しなければならない。

（原稿の作成及び提出）

第10条 バナー広告の原稿は、広告主の負担で作成し、市が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

（掲載に伴う責任等）

第11条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容その他バナー広告に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

（掲載期間の延長）

第12条 掲載期間内に、市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、次の各号に掲げる閉鎖した時間に応じて、当該各号に定める日数を掲載期間として延長する。ただし、定期的なメンテナンスは、閉鎖時間から除くものとする。

（1）閉鎖した時間が6時間以上24時間以内の場合 1日

（2）閉鎖した時間が24時間を超える場合 閉鎖日数に1日を加えた日数

（庶務）

第13条 バナー広告の掲載に関する事務は、秘書広報室が担当する。

（委任）

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則（平成 19 年 8 月 20 日市長決裁）

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則（平成 20 年 3 月 28 日市長決裁）

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 4 月 21 日市長決裁）

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則（平成 21 年 1 月 22 日市長決裁）

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則（平成 23 年 1 月 27 日市長決裁）

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 7 日市長決裁）

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 28 日市長決裁）

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 9 月 16 日市長決裁）

この基準は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

第 1 号様式から第 6 号様式まで（省略）